

# 平成 27 年度悪臭防止法施行状況調査の結果について

平成 29 年 1 月 31 日（火）  
環境省水・大気環境局大気生活環境室  
直通 03-5521-8299  
代表 03-3581-3351  
室長 行木美弥（内線 6540）  
係長 岩原久恵（内線 6543）  
担当 鯨井佑弥（内線 6545）

都道府県等からの報告に基づき、平成 27 年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

## 1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

## 2. 調査結果の概要

### (1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、平成 27 年度は 12,959 件であり、前年度に比べ 177 件減少し、12 年連続で減少しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 3,348 件（全体の 25.8%）、サービス業・その他が 2,096 件（同 16.2%）、個人住宅・アパート・寮が 1,549 件（同 12.0%）等でした。

### (2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 27 年度末時点で、全国の市区町村数の 73.7%に当たる 1,283 市区町村でした。

### (3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 27 年度末時点の臭気判定士免状の取得者数が 3,150 名（前年度 3,109 名）となりました。

### (4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

平成 27 年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情は、4,970 件でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,706 件、報告の徴収は 344 件、測定は 71 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 31 件でした。同法に基づく改善勧告は 3 件、改善命令は 0 件でした。また、行政指導が 1,288 件行われました。

※平成 27 年度悪臭防止法施行状況調査では、平成 28 年 4 月 14 日に発生した平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県内の一部の地域については集計に含まれておりません。

### 3. 調査結果の詳細

#### 3-1. 悪臭に係る苦情の件数

##### (1) 苦情件数の推移

平成27年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は12,959件と平成26年度(13,136件)から177件(1.3%)の減少であり、12年連続での減少となった(図1)。

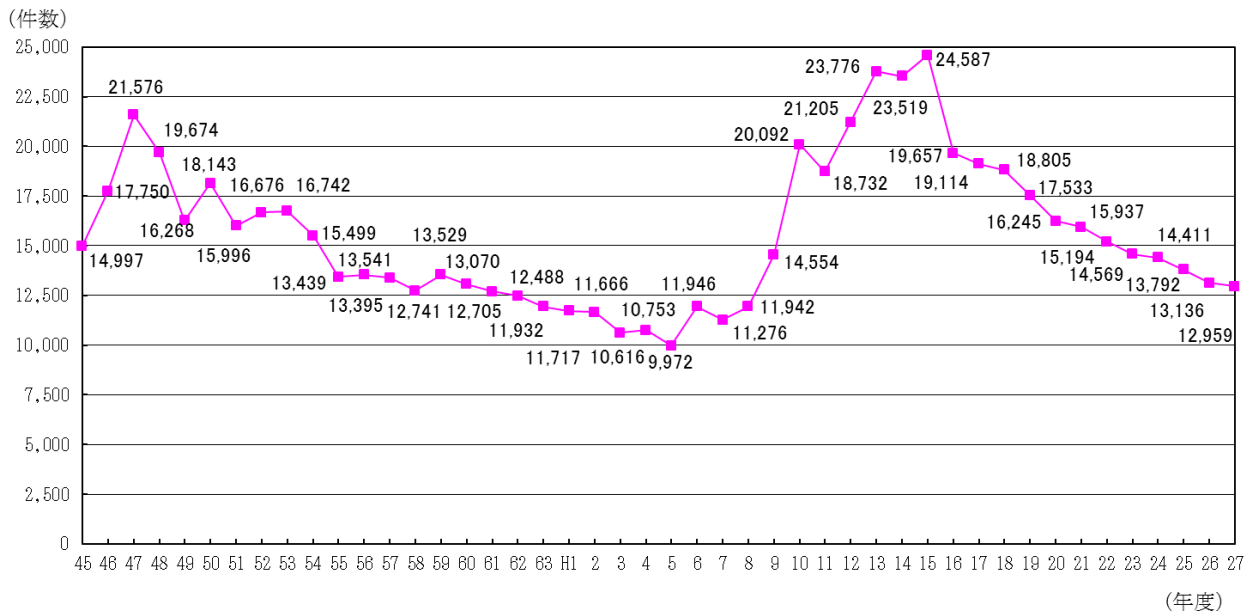


図1 苦情件数の推移

##### (2) 発生源別の苦情件数

平成27年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却に係る苦情が最も多く、3,348件で全体の25.8%を占めた。第2位はサービス業・その他の2,096件(全体の16.2%)、第3位は個人住宅・アパート・寮の1,549件(同12.0%)であった(図2、図3)。

前年度と比較すると、工場・事業場(サービス業等)が87件(1.3%)、規制対象外の発生源(個人住宅等)が90件(1.4%)それぞれ減少した。

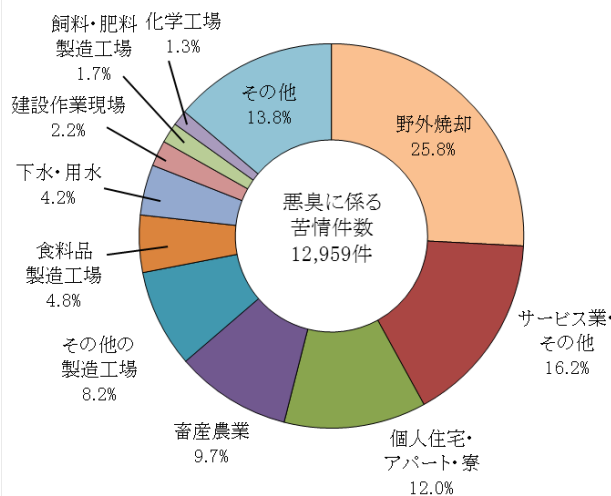
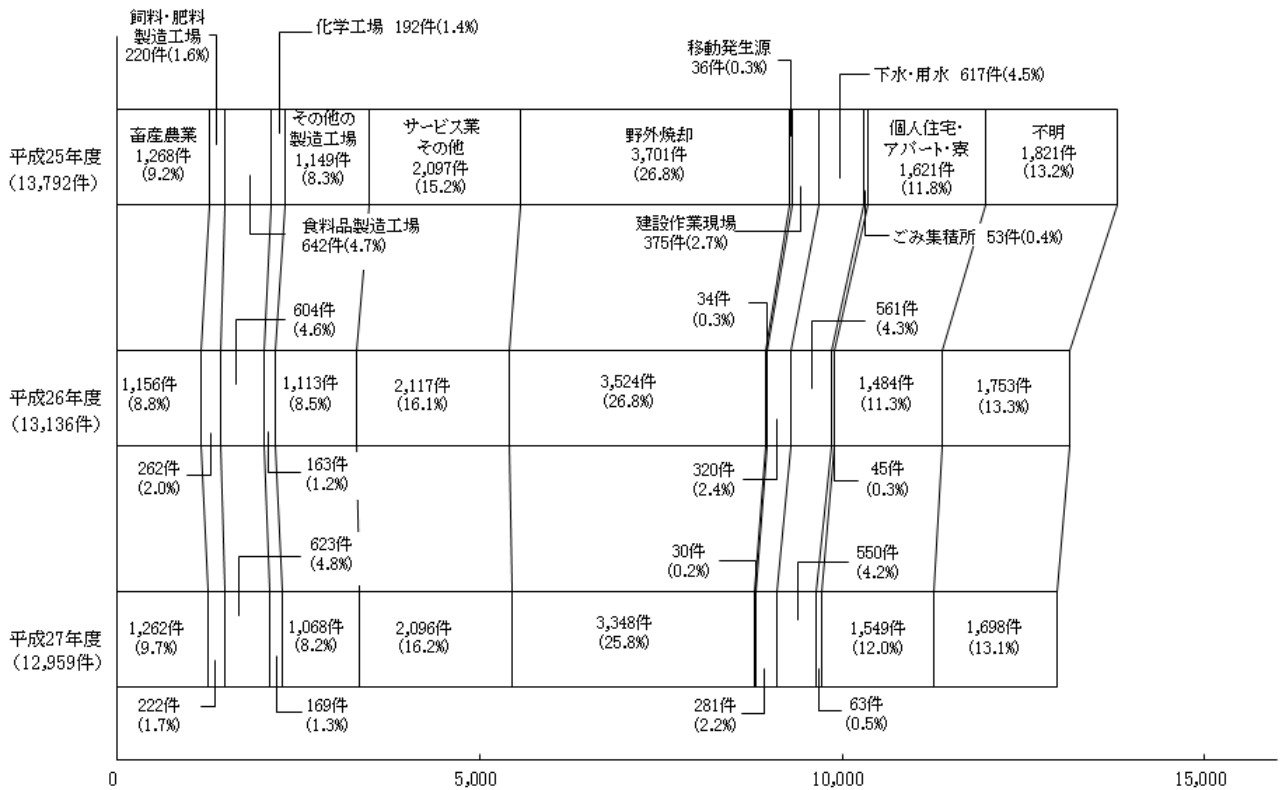


図2 悪臭に係る苦情の内訳 (平成27年度)



(件数)

図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

※四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

### (3) 都道府県別の苦情件数

平成27年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,355件が最も多く、次いで愛知県1,206件、神奈川県1,197件、大阪府801件、千葉県669件の順となっている。これら上位5都府県で総苦情件数の40.3%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、異なる傾向がみられた。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中25都道府県で苦情が減少した(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
1 東京都	1,355	大分県	190
2 愛知県	1,206	宮崎県	177
3 神奈川県	1,197	沖縄県	163
4 大阪府	801	愛知県	161
5 千葉県	669	三重県	150
全 国	12,959	全 国 平 均	102

※人口は平成27年10月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都道府県	平成26年度	平成27年度	増減	対前年度 増減比	都道府県	平成26年度	平成27年度	増減	対前年度 増減比
北海道	201	223	22	10.9%	滋賀県	115	157	42	36.5%
青森県	69	94	25	36.2%	京都府	311	335	24	7.7%
岩手県	109	107	△ 2	△ 1.8%	大阪府	848	801	△ 47	△ 5.5%
宮城県	175	161	△ 14	△ 8.0%	兵庫県	386	323	△ 63	△ 16.3%
秋田県	96	80	△ 16	△ 16.7%	奈良県	91	78	△ 13	△ 14.3%
山形県	111	132	21	18.9%	和歌山県	88	113	25	28.4%
福島県	120	130	10	8.3%	鳥取県	52	82	30	57.7%
茨城県	473	436	△ 37	△ 7.8%	島根県	44	62	18	40.9%
栃木県	222	157	△ 65	△ 29.3%	岡山県	164	156	△ 8	△ 4.9%
群馬県	248	251	3	1.2%	広島県	223	178	△ 45	△ 20.2%
埼玉県	728	638	△ 90	△ 12.4%	山口県	117	101	△ 16	△ 13.7%
千葉県	626	669	43	6.9%	徳島県	80	75	△ 5	△ 6.3%
東京都	1,416	1,355	△ 61	△ 4.3%	香川県	81	100	19	23.5%
神奈川県	1,183	1,197	14	1.2%	愛媛県	144	154	10	6.9%
新潟県	213	207	△ 6	△ 2.8%	高知県	47	35	△ 12	△ 25.5%
富山県	57	51	△ 6	△ 10.5%	福岡県	430	461	31	7.2%
石川県	80	56	△ 24	△ 30.0%	佐賀県	39	48	9	23.1%
福井県	94	110	16	17.0%	長崎県	134	143	9	6.7%
山梨県	124	99	△ 25	△ 20.2%	熊本県	99	125	26	26.3%
長野県	203	314	111	54.7%	大分県	242	222	△ 20	△ 8.3%
岐阜県	241	188	△ 53	△ 22.0%	宮崎県	207	195	△ 12	△ 5.8%
静岡県	427	493	66	15.5%	鹿児島県	171	155	△ 16	△ 9.4%
愛知県	1,192	1,206	14	1.2%	沖縄県	287	234	△ 53	△ 18.5%
三重県	328	272	△ 56	△ 17.1%	合計	13,136	12,959	△ 177	△ 1.3%

△は減少を示す

#### (4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成27年度の総苦情件数12,959件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは4,970件(全体の38.4%)であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が1,683件(同13.0%)であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が6,306件(同48.7%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4,970 38.4%	1,683 13.0%	6,653 51.3%
規制対象外の 発生源	4,685 36.2%	1,621 12.5%	6,306 48.7%
合計 (%)	9,655 74.5%	3,304 25.5%	12,959 (100%)

### 3-2. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成27年度末時点で、全国の市区町村数の73.7%に当たる1,283市区町村であった(表4)。

表4 規制地域の指定状況(平成27年度末現在)

市区町村数	規制地域を有する 市区町村数	
市	790	741 (93.8%)
区	23	23 (100.0%)
町	745	462 (62.0%)
村	183	57 (31.1%)
計	1,741	1,283 (73.7%)

### 3-3. 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士については、平成27年度末時点の臭気判定士免状の取得者数が3,150名(前年度3,109名)となった。

### 3-4. 悪臭防止法に基づく措置の状況

I.(4)に示したとおり、悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は4,970件(前年度4,965件)であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,706件(同1,902件)、報告の徴収が344件(同362件)、測定が71件(同84件)である。測定の結果、規制基準を超えていたものは31件(同36件)。同法に基づく改善勧告は3件(同1件)、改善命令は0件(同0件)だった。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が1,288件(同1,321件)行われた(表5)。

表5 工場・事業場悪臭に係る措置等の状況

	平成26年度	平成27年度
立入検査	1,902	1,706
報告の徴収	362	344
測定	84	71
(うち基準超過)	36	31
改善勧告	1	3
改善命令	0	0
行政指導	1,321	1,288
(参考)苦情件数	4,965	4,970

注) 苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。